

令和7年2月

関係者 各位

岡山市環境保全課 浄化槽対策室
TEL：(086) 803-1294

宅内配管工事費の補助申請について

宅内配管工事費の補助を伴う申請及び実績報告の際、下記の点を確認し、適切に「事業費見積額」及び「収支決算及び実績額」を記載いただくよう、ご対応を改めてお願いします。

記

- 1 単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事に付帯して行う宅内配管工事費を補助対象としており、それ以外の増改築に伴う宅内配管工事費は補助対象外となります。なお、単独転換・汲取り転換と家屋の増改築工事を一緒に行う場合は全体の工事費を、上記の補助対象となる宅内配管工事費とそれ以外の工事費に分けた上で、それ以外の工事費については補助対象外となります。
- 2 単独転換・汲取り転換に際して、水回りの位置変更により宅内配管の延伸等が発生する場合において、位置変更が生じない場合の宅内配管工事費を適切に算定したうえで、当該工事費用までは補助対象となります。
- 3 宅内配管の範囲は、トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管きょやマスの設置及び合併処理浄化槽から側溝等公共水域までの放流管です。既設配管の撤去も対象となります。
- 4 配管工事費に対して、内訳を求めることがあります。